

## 県有地貸付け一般競争入札に関する質問及び回答

宮城県総務部管財課  
令和7年10月8日更新

No.	案内書 該当頁	項目	質問内容	回答
1		物件引き渡し時の アスファルトにつ いて	落札後の物件引き渡 しの際、既存アスファル トが敷設されたままか、 撤去された状態なのか。 また解約時の引き渡 し時のアスファルトの 状況も同様に敷設状態 での引き渡しなのか撤 去が条件なのか。	既存のアスファルト等により舗装 された状態での引き渡しとなります。 解約時は、アスファルト等により舗 装した状態に原状復旧のうえ返還い ただきます。
2	P19 P20	・第2条 使用目的 ・第12条 転貸	自動車平面駐車場と して使用する場合、時間 貸し・月極駐車場、カー シェア区画など用途に 制約はありますか。 月極駐車場で運営す る場合、運営元は変わら ない場合、外部委託など は問題ありますか。	自動車平面駐車場としての使用で あれば、時間貸し、月極駐車場、カー シェアなどの用途に制約はありません。 転貸してなければ、運営を外部に委 託しても問題ありません。 ただし、県との契約条項（期間、解 約等）を踏まえた委託契約としてくだ さい。
3	P6	入札保証金につい て	小切手の条件として、 「オ 裏面に入札申込者 (納入義務者)の押印が あること」と記載されて います。金融機関に問い合わせをしたところ、レ アなケースであり、小切 手の裏面に入札申込者 (納入義務者)の押印し た場合、行政側は税金で の納付には使用いただけ ますが、それ以外は使用 できないとのことでした。 案内書に記載された 通り、小切手の裏面に押 印しても問題ないか。	入札保証金を小切手で納付する場 合は、小切手の裏面に押印が必要とな ります。